

# NPO法人の会員および 会費規則について



全国 **ストップザロコモ**  
Stop the Locomo Council 協議会

JCOA会則等検討委員会  
熊谷 洋幸

# (種別)

## 第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

### (2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

## (入会金及び会費)

### 第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

# 附則

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

## (1) 入会金

正会員	5,000円
賛助会員	10,000円

## (2) 年会費

正会員	1,000円
賛助会員1口	10,000円
	(1口以上)

# 認定NPO法人制度による税制上の特例措置

①個人が支出した認定NPO法人への寄付金に対する特例措置



## ◆寄付金控除(所得控除)

特定寄付金の額の合計  $- 2千円 =$   
寄付金控除額

## ◆認定NPO法人寄付金特別控除(税額控除)

(認定NPO法人に対する寄付金の額の合計額  
 $- 2千円) \times 40\% =$  税額控除額

# 認定NPO法人制度による税制上の特例措置

② 法人が支出した認定NPO法人への寄付金に対する特例措置



## ◆ 一般寄付金の損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{2}$$

## ◆ 特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times \frac{1}{2}$$

# 認定NPO法人制度による税制上の特例措置

## ③相続人等が認定NPO法人に寄付した相続財産等に対する特例措置



### ◆寄付財産の非課税

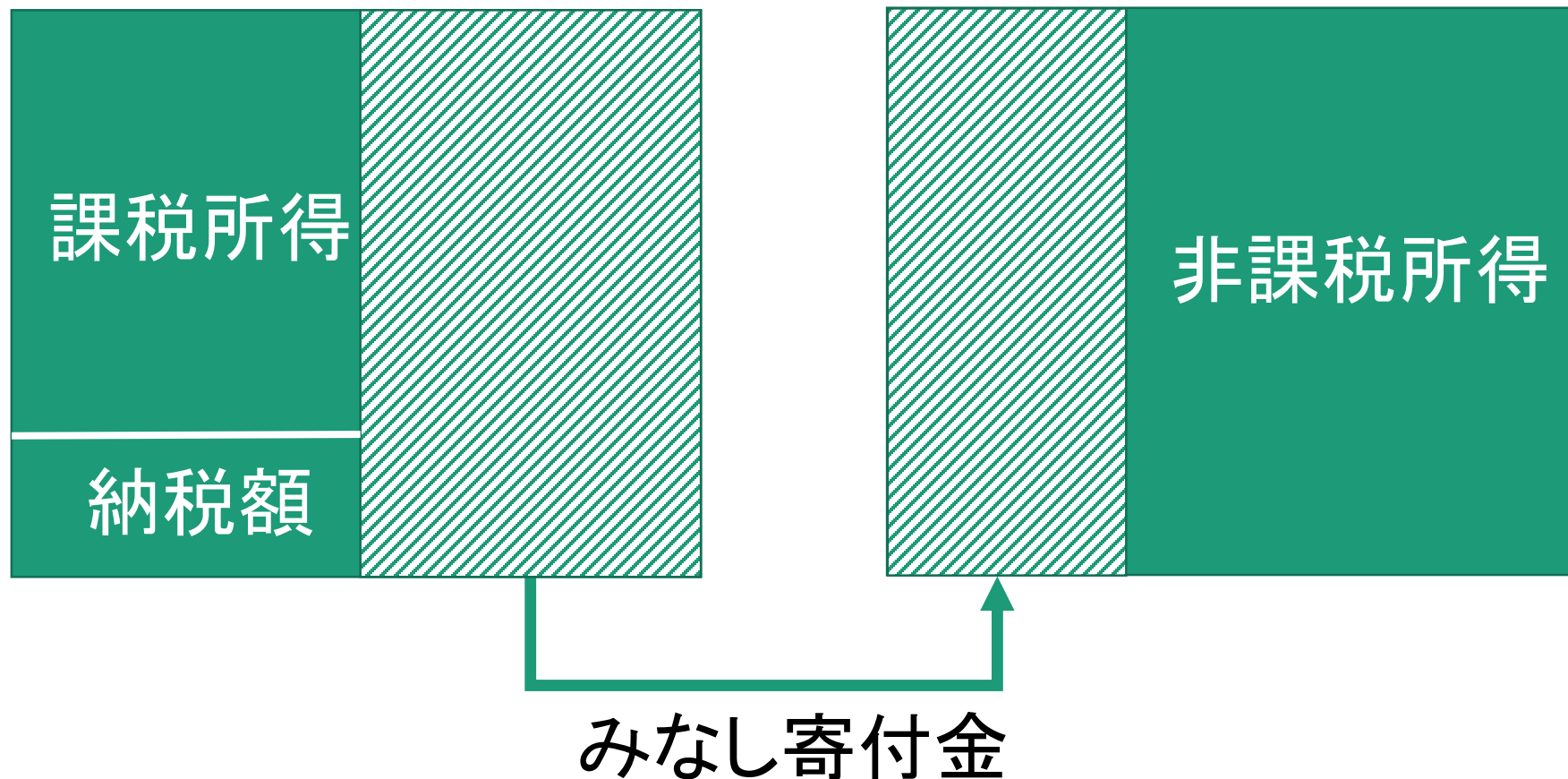
この特例措置の適用を受ける寄付をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

# 認定NPO法人制度による税制上の特例措置

## ④ 認定NPO法人のみなし寄付金制度

収益事業

収益事業以外の事業



所得の50%相当額または200万どちらか多いほう